

(第一類 第一号)

第十三回国会 衆議院 内閣委員會議録 第七号

(四二四)

昭和二十七年三月二十日(木曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君
理事 江花 静君 理事 青木 正君
理事 船田 亨二君
井上 知治君 鈴木 明良君
田中 啓一君 平澤 長吉君
本多 市郎君 松本 善壽君
松岡 駒吉君 今野 武雄君
小平 忠君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君
總理府事務官 三橋 則雄君
(恩給局長)
行政管理局長 大野木克彦君
總理府事務官 中川 融君
(行政管理局)
文部事務官(調 久保田藤麿君
査査及局長) 上原 正吉君
物価政務次官 佐久間 彌君
委員外の出席者 後藤 正夫君

總理府事務官 佐久間 彌君
(地方自治庁 公務員課長)
文部事務官(調 北岡 健二君
査査及局長) 田中 彰君
文部事務官(調 連綿 謙長君)
専門員 魚掛川 浩君
専門員 小関 紹夫君

三月十八日
委員池田勇人君辭任につき、その補

第一類第一号 内閣委員會議録第七号 昭和二十七年三月二十日

欠として橋本龍伍君が議長の指名で
委員に選任された。

同月十九日

委員林百郎君辭任につき、その補欠
として柄澤とま子君が議長の指名で
委員に選任された。

同月二十日

委員柄澤とま子君辭任につき、その
補欠として今野武雄君が議長の指名
で委員に選任された。

三月十九日

経済安定本部設置法等の一部を改正
する法律案内閣提出第八七号)
同月十八日

恩給の不均衡調整に関する請願外二
件(原健三郎君紹介)(第一五〇八号)
同(青柳一郎君紹介)(第一五〇九号)
同(坂田道太君紹介)(第一五一〇号)
同(丸山直友君紹介)(第一五一一号)
同(吉田安君紹介)(第一五一二号)
同(大西正男君紹介)(第一五一三号)
同(佐竹晴記君紹介)(第一五一四号)
同(安部俊吾君紹介)(第一五一五号)
同(小金義照君外一名紹介)(第一五
一六号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五四三三
号)
同(逢澤寛君紹介)(第一五四四四号)
同(田中啓一君紹介)(第一五四五五号)
同(福永健司君紹介)(第一五四六六号)
同(大村清一君外一名紹介)(第一五
四七号)

同(遠藤三郎君紹介)(第一五四八八号)
同(前田正男君外三名紹介)(第一五
四九号)

同(長谷川四郎君紹介)(第一五五〇
号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五五一号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十九日

軍人恩給復活に関する陳情書外一件
(東京都世田谷区深沢町四ノ七十番
地福島格次外三十七名)(第八八七
号)

同(姫路市同心町二口第一)(第八八
八号)

同(岡山市上伊福三百七十四番地原
田貞吉外二名)(第八八九号)

同(九尾市城南町四十一番地堀内久
吉)(第八九〇号)

同(愛媛県宇摩郡川之江町千七十三
番地宮田次男外六十三名)(第八九一
号)

高齡者の軍人恩給復活に関する陳情
書(茨城県真壁郡下妻町大字下妻門
井信外八名)(第八九二号)

同(川口市飯塚町二丁目二百三番地
勝野正魚)(第八九三三)

同(京都市伏見区東町二百七番地南
義人外二名)(第八九四号)

同(山口県美祿郡大嶺町大字西分岡
藤繁治)(第八九五号)

同(東京都世田谷区赤堤町二丁目四
百六十番地瀬戸口味太郎)(第八九六
号)

同(横須賀市小矢部町八百四十七番
地山崎忠次郎)(第八九七号)

同(佐賀県藤津郡鹿島町納富分藤木
利三郎)(第八九八号)

元軍公務員の恩給臨時措置に関する
陳情書(宮崎市材木町九十九番地徳
永利吉外三十九名)(第八九九号)

老齡者の軍人恩給復活に関する陳情

書外二件(唐津市西唐津妙見町西井
上寛次外四名)(第九〇〇号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く總理府本府及び
地方自治庁関係諸命令の廢止に關す
る法律案(内閣提出第五四号)
統計法及び教育委員会法の一部を改
正する法律案(内閣提出第五六号)
恩給法の特例に關する件(内閣提出
第六四号)
経済安定本部設置法等の一部を改正
する法律案(内閣提出第八七号)

○八木委員長 これより會議を開きま
す。
本日はポツダム宣言の受諾に伴い發
する命令に關する件に基く總理府本府
及び地方自治庁関係諸命令の廢止に關
する法律案(内閣提出第五四号)、統計
法及び教育委員会法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五六号)、恩給法の
特例に關する件(内閣提出第六四号)
(内閣提出第六四号)、行政機關職員定
員法の一部を改正する法律案(内閣提
出第六九号)及び昨十九日付託されま
した経済安定本部設置法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第八七号)を一
括議題といたします。
まず経済安定本部設置法等の一部を
改正する法律案の提案理由の説明を聽
取いたします。上原物価政務次官。

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

（経済安定本部設置法の一部改正）
第二條 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次第二章中「第一節 内部部局（第六條、第十四條）」を「第一節 内部部局（第六條、第十四條、第十五條）」に改め、第三章中「第一節 物価庁（第二十條、第三十二條）」を「第一節 創設に改め、

「第一款 総則（第二十條、第二十一條）」、「第二款 内部部局（第二十二條、第二十七條）」、「第三款 創設及び第四款 附屬機關（第三十二條）」を創る。

第五條第三十二号中「物価庁、」を創る。

第六條第一項中「五局」を「六局」に、「建設交通局」を「物価局」に改める。

第七條第三項中「建設交通局長二人」の次に、「物価局長二人」を加える。

第二章第一節中第十四條の次に一條を加える。

（物価局の事務）
第十四條の二 物価局において左の事務をつかさどる。

一 物価に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 価格等の統制を行うこと。

三 物価安定のための国庫補助金に関すること。

四 物価に関する関係各行政機

関の事務の総合調整及び推進に関すること。

五 物価及び生計費の調査及び統計に関すること。

六 原価計算の統一に関すること。

第十五條第一項の表中

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の規定によりその権限を行使すること。

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の規定によりその権限を行使すること。

米価審議会
経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に應ずる基本事項を調査し、必要と認めるときは、農林大臣に建議すること。

に改める。

第十九條中「経済調査庁を

「経済調査庁 外資委員会」

第三章中第一節を次のように改める。

第一節 創設
第二十條から第三十二條まで削

除
第三十四條の二中、「物価庁」を

削る。

第三十四條の三第一項中、「物価

庁」を削り、同條第二項中「前項第

一号」の次に「及び第二号」を加え、

「同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の」を削る。

第三十四條の五第一項中「四部」

を「三部」に、「調整部」を「調整部、監査部、査察部」に

「経済安定本部 外資委員会

「経済調査庁

「物価統制令（昭和二十一年勅令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三條 物価統制令（昭和二十一年勅令第八十八号）の一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

（地代家賃統制令の一部改正）
第四條 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

「物価庁長官」を「経済安定本部総務長官」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に物価庁の職員である者は、別に辞令を發せられない場合においては、経済安定本部物価局の職員となるものとす。

○上原政府委員 たいだいま議題となりました経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は物価庁を経済安定本部の内局に組織がえるために関係法律

に改める。

（国家行政組織法の一部改正）
第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

提出した次第であります。

この法律案によつて改正する法律は、経済安定本部設置法、国家行政組織法、物価統制令及び地代家賃統制令の四法令であります。その改正の主要は次の通りであります。

まず経済安定本部設置法につきましては、一、新たに物価局に関する規定を設け、従来の物価庁に関する規定を削除し、二、従来の物価庁の地方機構たる管区経済局物価部を廃止し、調整部に吸収することにいたしました。

次に国家行政組織法につきましては、行政組織のために置かれる国の行政機関の表中より「物価庁」を削除することにいたしました。

次に物価統制令及び地代家賃統制令につきましては、両令中にある「物価庁長官」という字句を「経済安定本部総務長官」に改めることにいたしました。

以上、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、その概略を御説明いたしました。が、何とぞすみやかに御審議の上御賛成を賜りますようお願いする次第でございます。

○八木委員長 提案理由の説明はこれにて終了いたしました。が、本案の質疑は後日に譲り、次にまずボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治府関係諸命令の廢止に関する法律案、統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案の両法案を一括して質疑を行います。質疑は通告順によりこれを許します。今野武雄君。

○今野委員 両法案に対して質疑をいたしたいのでございますが、まず第

一に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く總理府本府及び地方自治府關係諸命令の廢止に關する法律案に關する質疑をいたします。もつともそのうちの第一の恩給に關する件は、後の議題とも關係するので、そちらと一緒に質疑したいと思ひます。第二の、研究機關等の事業報告書等に關する件ですが、これについて御質問いたしたい点は、今まで大学の研究機關その他に對して、戰時中にはいろいろと研究動員的な仕事で課せられておつたわけでありました。それで私もその覚えがあるわけでありました。今後行政協定の線に沿つてアメリカの軍事行動に日本がいろいろ協力する。これは各方面に現われていることは御承知の通りで、華界方面でも、本日の新聞にも追報とあるいは戦争用の車両の注文が大量に発せられておるといふことが罷々しく出ておりますが、それに伴つて、われわれとしては、やはり科学技術家の動員体制ができることをおそれるわけですね。で、この提案理由等を見ますと、そういう基礎調査はすつかり済んでおるからよろしいんだといふことであります。現在までの調査によつて、科学技術者の動員をする計画をどんなふうにしてゐるのか、そういう点についてまずお伺ひしたいと思ひます。

やないかといふ点から質問して、十分なお答えが得られないで、その後調べましたところ、やつぱりそれが事實であつたといふこともあるわけですね。これは非常に重大な問題でありますから、ぜひとも担当者と呼んで答えていただきたいと思います。

次に統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。特別なこの法案内容等に對する質疑に先だつて、統計委員会の方からお答えいただきたい点があるわけでありました。それは私も戦後において、統計といふことが、私たちの中心問題であるといふので、いろいろ骨折つておられることはよく承知してゐるものであります。しかしそれが非常に見当違いの、あるいは日本の國民にとつて有害なような統計調査の方法が行われてゐるといふことを事實によつて知つてゐるわけですね。たとえば労働者あるいは公務員の給與をきめる基準になるCPIの調査であります。これについては、非常にたくさん論議が行われてゐるのです。これについては、もう発表されたものがたくさんございしますから、いまさらここで申し上げるまでもないのであります。一例をあげますならば、たとえば一九四八年十月のCPIが非常に下つておる。そのところがほとんど下つておるわけでありまして、これを見ると、いかに物価が安定して、生活が安定してゐるような感じを與える。またさういふことに基いて、政府はたゞCPIは横ばいであるとか、いろいろ議論を出して、それによつて正當な給與法に基く給與の引上げ等を拒んで来たわけでありました。しかしながら十

月だけがほとんど下つて、その後また上つておるといふその実情を——十月にはどの部分が下つてゐるのかといふことをさらに調べてみると、主食の費用が特に下つておる。主食はどうであつたかといふ事情を調べてみると、その十月といふ月は、いもの配給がほとんど全部であつた、いもの配給が非常に多かつたといふことがあつたわけでありました。そうしますと、ひどいものを配給してゐて、さうしてその主食費がこんなふうになつたといふふうに言つて、それによつて給與を固定化しようといふことが行われておるわけでありました。このような統計を出されまゝに、國民が税金を拂つて、官庁においてその費用をもつて行おうとするならば、これは國民にとつては無用の長物どころかむしろ有害なものである。そしてさういふことが続くならば、國家の今後の進路について全体を誤ることが非常に多いわけでありました。そういう統計の技術を通じて專制的な支配といふようなものが行われるおそれがあるわけでありました。過日國際統計會議に出席する途中日本にも参りましたアメリカの予算局長のライス博士が日本に最初に來たときの報告でしたかに、やはり統計を通じて日本を支配するといふような意味のことを書いておるのであります。こういうような外國に支配されることのために統計が利用されるということになれば、これは日本の國民にとつては実に重大な問題であるわけですね。さういふ点について世論として相當議論が出ておるわけでありましたが、統計委員会としてはさういふ点について一体どう考へておるのか。はたしてもつと自主的

な立場から、國民の利益を守るために統計をやる、こういう見地に立つて眞實な統計を出す覚悟があるのかないのか。もしそれがなければ、このように統計調査の範圍を拡大すること、かえつて日本の國民にとつて有害なりと考へますので、まずその点をお伺ひしたいと思ひます。

○後藤説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。總理府の統計委員会といたしましては、ただいま御指摘のございましたように、連合國の總司令部のいろいろな面からの指導を受けながら、眞實性といふ点を努めて考へながら、各種の統計調査の総合的な調整をいたしております。いろいろ技術的な面につきましては、確かに連合國の司令部からいろいろ具体的な指導は受けておりますけれども、日本の統計として自主性のある統計をつくるという立場から常に慎重に検討をいたしまして、努力をいたしておる次第でございます。ただいま御指摘のございましたCPIの統計につきましては、技術的にはきつめて理論的に合理的なる方法をとつて、設計をいたして調査を実施いたしておりますけれども、その實際の調査にあたりましては、いろいろ突発的な問題などが起つて参ります關係から、理論的には合理的であるけれども、實際的には幾多の改善を要すべき点が認められることが多いので、その都度いろいろ検討をいたしまして、正しく統計をつくるように努力を続けておる次第でございます。今後ともこの統計調査を担当しております總理府統計局とともに研究をいたしまして、ただいま御指摘のございましたような

点、もし眞實性を確保する上から見まして、さらに改善を要する点を認めますならば、この点につきましてはなるべくすみやかに改善をいたすように努めたいと考へております。

○今野委員 ただいま當局自身やはり統計が、ことに國民生活にとつて重大な關係のあるCPIの統計などについて不備の点のあることを認めておられるわけでありました。しかしこの問題については非常に根本的な問題があるわけですね。理論的に、つまり正しい方法でやるように指導を受けながらやつておる。しかし實際的にはさういふことができないといふことをおつしやつておられるわけでありましたが、先般インドで持たれた國際統計會議の席上でも、やはり統計の方法について根本的な論議が行われておるようでありました。その際さつき申しましたライス博士がアメリカの統計を非常に誇つておる。これはいさゝか推計学に基く統計です。これがアメリカの特色であり、そしてソビエトや何かはさういふことをやつてないから野蠻國であるといふような論議を行つたのに対し、イギリスやインド等の各國の代表から反響が出て、そんなばかなことはない、ソビエトへ實際行つてみたけれども、あそこではちゃんと統計がそろつておる。ソビエトでは推計学は單なる應用数学と考へられておるといふことを申しておるわけですね。單なる應用数学でもつて實は生活を律せられたものでは、これはどうにもならないわけでありました。私も数學者でありまして、さういふ技術についてはよく存じておりますが、さういふ應用数学だけでもつて、何が國民生活の實際であるかといふこ

とがわからないでやる。こういうような方法は、それが権力を伴つて行われる場合には、実に恐るべき結果を招くわけであります。現にそのことは勤労者の生活の破壊と関係がないどころか、大いにあるわけであります。従つて、政府としてはそういうような非現実的なやり方をやつて行けば、今後とも事実上生活は逼迫して行く。たとへば失業統計などは、さつき申し上げませんでしたけれども、戦後において失業統計のとり方について三度もやり方をかえておる。しかもそのたびごとに失業者の範囲を縮小して、非常に非現実的な、パンパンも、タバコを拾つて歩く人間もみんな失業者のわくには入れない。失業していても失業者のわくに入らないような統計をつくつて、失業者の数何十万というふうな、非常に欺瞞的な数字を発表しておる。こういうようなやり方を続けておる限り、国民としては統計に対する信頼はまったく持てなくなるわけなんです。現に経評や何かの貸金要求の出し方を見ても、CPIなどは当てにするにはできないという立場に立つておる。日本の全労働者は、内閣統計局の統計を信用しないということを言っているわけなんです。この点について根本的な改善が必要なので、つまりアメリカ的な指導を受けて、その技術に基いてやるならば、根本的にここに欠陥が生れ、専制政治が生れるのです。そのことをどう解決するか。これはやはり重大な問題でありますから、もつと覚悟をはつきりややつていたのではだめだという結論が出ていくわけですが、それ

をどうするかということなんです。○後藤説明員 ただいまの重ねての御質問にお答え申し上げます。ただいま御指摘ございましたように、CPIを作成いたしましたための統計調査につきましては、理論的にきわめて合理的な方法を採用いたしておりますが、実際調査を実施いたして参りますと、いろいろ突発的な問題が起きて参ります。改善を要する点の起ることは私も認めております。しかしただいま御指摘のございましたようなすべての点につきましては、統計委員会はその設立以来大内委員長の強く主張しておられたところをございまして、大体今お話のございましたような点に常に留意いたしながら、調査の計画の改善に努めておりますから、今後とも御期待に沿いますように努力をいたすつもりでございます。

○今野委員 もう一つつけ加えておきたいのです。政府では労働力調査を盛んにやつておられる。ところが今労働委員会でもつて失業保険の問題が問題になっておる。そこで臨時工の問題が非常に重要だとおっしゃいますから、臨時工の数その他について質問したのであります。それなら、やはりこの問題については、まったく政府は数字を持たないということがある。ところが、事実は最近において臨時工はどん／＼ふえておる。たとえば神奈川県鶴見にありまして鶴見造船などは、昨年は臨時工は三千名のうち四百名だったのが、今年は一年たないうちにすでに一千名になつておる。そしてよく／＼聞いてみると、ああいう造船所では、技術上の問題から臨時工といったようなものは全体の四分の一を越えることは

できないといわれておるのであります。が、にもかかわらず三分の一になつておる。この勢いはどこでもどん／＼ふえておる。実は技能工というようなりっぱな技術を持った者が、臨時工の名目のもとに使われておることがわかつたのであります。こういうふうに労働者としての正常な取扱いを受けないという事実は至るところにたくさんあるわけであります。こういう事実について労働力調査や何かをやつておつても、政府は何も数字を持たないというやうなことがあるわけでありまして、もつと国民に親身な気持ちになつてやつてもらいたいことを重ねて私の方から申し上げておきたいと思つております。

一般的なことはそのくらいにいたしまして、今度の改正の点について質問いたしたいと思つております。それは今度教育委員会が統計事務を扱うということでは、実情に即した措置であろうと私も考えたわけでありまして、そのこと自身大した問題ではない。しかし内容においてばさういふような問題がやはり出て来るわけなんです。それで文部行政においてはほとんどないことがたくさんある。今おられる久保田調査普及局長もよく御存じのことがたくさんあるわけなんです。たとえば六・三制の問題でも、ほとんどないごまかしばかりをやつておる。実際に即しない数字を出して、それに基いて補助金を出すというやうなことを年がら年中やつておる。ですから、法律があつてもそれが実際には行われないやうな数字のあげ方を年がら年中やつて来た。そういうところから見ますと、私どもは教育委員会が調査することに對しても、内容から見てはたしてどんなものができるか、

はたして国民にとつてそれが利益になるかどうかという点に對しては、大いに疑いなきを得ないわけなんです。特に産業教育振興法に基いて産業教育調査を実施する、それを教育委員会にやらせるというのであります。教育委員会といたしましては、どこを見てもさうです。予算編成も持たない、非常に弱が、官庁です。他の外国人の干渉とか、さういふものも非常に受けやすい、実にか弱官庁であります。さういふところが大きな権限を持つて、さうしてさういふ意味を持つたかといふことなんです。たとえば産業教育という問題に關連しては、最近やはり戦時中の学徒動員と同様の傾向の問題が方々に出かかつて来ておる。われ／＼はさういふ学徒動員などの基礎調査をやられることは絶対に反対しなければならぬと思つております。しかも今の行政協定が締結された後の情勢から見れば、この調査がさういふ学徒動員の基礎調査と結びつく可能性は非常に多いわけなんです。この点に對して、文部省として産業教育調査というものをにわかになんかでもつて実施して行くほんとうの意図はどこにあるか。このためにわざ／＼千三百二十一万という経費を計上して、ここで急いで実施して行くことは、一体どういふ目的のものにやるのか、この点を明確にしてみたい。ここに抽象的に書いてありますが、これは産業教育という言葉をたくさん重ねただけでありまして、具体的な内容については何もわかりませんから、はつきりしていただきたいと思つております。

○久保田政府委員 ただいまの御質問の産業教育の關係について、特に大がかりな調査を文部省がねらつております。その目的は何かという御質問のように了解いたしましたのであります。が、御存じの通り学生が、たとえば高等学校について申しまして、中学校について申しまして、非常に一般的な性格を持ち過ぎておる。従来の実業教育といつたような面の、たとえば商業学校、工業学校といった面の考え方が薄らいで、非常に一般的になつて来ている。さうした部分を制度として研究する問題のほかに、事実上教育内容の上で、また産業教育そのものをどの程度にかウエイトをかけて振興させようというやうなねらいから産業教育法ができておりますことは、すでに御存じの通りであります。それを裏づけて行きます基本的な材料を的確に、文部省が持ちますこと、また關係者がその材料を的確に握つて利用してもらうというところに、この關係の調査を重点を置いてやりますねらいがあるわけでありまして。

○今野委員 今のお答えは、ここに書いてあることほとんど同じで大して得るところはなかつたのであります。私は、しつこいようですが、お伺いしたいのは、さういふ点なんです。この間相模工業というのへ参りました。あそこ相模工業にありまして戦車、自動車などの非常に大きな修理工場でありまして、そこに予備隊が大分使われておるわけなんです。予備隊を出して、そこで労働者として使つておる。労働者が少ないに、何ゆゑ予備隊を出して来るかというところを調べておる。工兵としての技能を養うために、予備隊ではどうに

もならないというので、そういうところへ持つて来てやつておるということなんです。これは予備隊の問題であります。しかしながら学校の生徒に、そういう技能をつけるというふうなことにいたしまして、たとえば軍需産業が今どうも復活して来ている。そういうところへ生徒を連れて行つてやるというところの端緒がかりにも開かれるようなことがあれば、その勢いがどつと増して、やはり戦時中の学徒動員になつて行くわけです。そうしてあの戦時中の学徒動員が日本の教育をどんなに遅らせたか、その反省の上に立つて、この戦後の教育というものがどなかへ再出発したわけです。このことを考えますならば、やはりその轍を踏むのではない。吉田内閣としては、憲法を蹂躪して再軍備をどん／＼やろうとしておる。そういう中であつて当然そういうことはわれ／＼として出て来るというところを考慮するを得ない。そういうことがないという保証がここではつきり責任を持つて言えるかどうか、その点をお伺いしたい。

○久保田政府委員 ただいまの御質問は、設備がたゞ／＼外にあつて、学校の生徒たちがそれを利用しておるような場合に對する御質問かと思つておりますが、それらの設備を学校の中に、できるだけ学校が直接に使えるような形に充実したいという念願から、こういうことをやつておるわけでございますので、ただいまの御質問に直接ではございませんが、文部省がそうしたものと関係なくできるだけ充実したいがゆえに、こういうことをやつておるのだというふうに御理解願ふよりは、かにならないと思ひます。

○今野委員 ただいまのお答えではやはり満足できないのですけれども、久保田さんとしては無理がない、それだけしか言えないと思つたのですが、やはり吉田首相なり、あるいは文部大臣なりが、これは重大な問題でありますから、そういう学徒動員を再びやつて、そして日本の教育を再び破壊に導くようなことは決していたしませんという、はつきりした言明をここで得たいわけです。そうしなければ、これは納得できない。そうしてその実績がどうであるかというところを見守ることにやつて、初めて納得が行くわけでありまして、その点についてはここでは無理だと思ひますから、後に何かの機会に譲りたいと思ひます。

それでは先ほどのボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に関する法律案でありますか、このことについての先ほどの質疑を繰返します。これは第二番目の「工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件」「科学技術者経歴調査書提出に関する件」などに關係してあります。そこでそういう調査は完了したと申しておるのですが、從來も大学の研究所、あるいはその他の研究所、重工業とか、その他の民間の研究所はもろ／＼であります。あるいは電通省の元の電気試験所、今の電気通信研究所、こういうところはもろ／＼であります。が、いづれも軍事的な研究というものを委託されておる。そういうことを私は承知しているのではありませんが、今後そういうものがさらに大規模に行われるおそれがあるということをお慮しておる。というのは、さつき教育について申したと同じことであります。が、それによつて科学技術というものが

が一方に偏して、全体としての科学技術の低下が非常にはげしくなるということ、そればかりでなく、日本の憲法の基調、国民の望んでやまない平和を破壊するおそれが十分ある、こういう面からわれ／＼として非常に憂慮しているわけでありまして、今までの準備が完了したという、それによつて科学技術者を動員する計画をどのように進めて行くのか。行政協定がある以上、当然進めていこうと思ひますが、その点について具体的にここで述べていただきたいと思います。

○菅野政府委員 ただいまの御質問は、科学者を軍事目的のために動員する計画があるならば、具体的に述べようという御質問でございますが、目下のところ、そういう計画はございません。今度のこのボツダム命令を廃止するのは、決してこういう調査を全然やめてしまふというのではないのであります。提議理由にもありますように、この種の重要な調査は將來も続けたいと考えております。しかしながら統計法等による指定統計という方法もございまして、特に立法の必要があればまた考えるといつたしまして、一応この占領下の命令によるボツダム命令は廃止したい、こういう意向でございます。これを廃止したから、すぐさま別の軍事目的に動員するということも考えは毛頭持つておりません。

○今野委員 ただいまのお答えは、現在はそのような計画を持つていないというふうな聞いておるわけですが、そういう計画は憲法にも反することだし、当然してはならないと考えるわけですが、政府はそれに対してどういふ信念を持つてゐるか、その点をお伺いしたいのです。

○菅野政府委員 憲法で、あらゆる意味で戦力を持つことを禁止されている以上は、軍事のために、それが科学者であらうが、学生生徒であらうが、そういうことは考えられないことである、こういうふうな考えをしております。

○今野委員 それは大体言葉としてはわかる。ところが事実はそれに反することが、しかも非常に世界的な目集めて行われてゐるということ。これはこの前第二次大戦において、関東軍のもとにおいて例の石井機関というものが、石井中将傘下の部隊が細菌戦術を用意してゐた。その実験に中国人などを犠牲に供しておつたという事実は、世界に隠れなき事実となつております。これはソビエトにおいてやんと裁判され、その汚濁な裁判記録が証拠品の写真版とともに出版されておりますから、これは実に明確なことであります。そういうような事実が過去にありつてあつた。しかも最近朝鮮戦線においてコレラ菌や、あるいはペスト菌、特にペスト菌をつけたばえ、くも、ちやうど、のめ等がばらまかれておる。その入れ物や、その他のものまでもうすでに調査官によつて集められてゐる、そういうようなことが行われてゐる。これは費用がからなくて、しかも人に直接危害を與えるから非常に有利な武器であるということをおアメリカの軍事方面の当局者が一月ごろに言明してゐる。しかもその仕事に日本人が使われておるということ。やはり石井中将以下がその仕事に使われておるということが報道されておるわけでありまして、そしてそれを裏書きするかのやうに、たとえば蒲田あたりでは

ペスト菌の蔓延を恐れてねずみをとれというやうな保健所からの指令がずつと流されておる。前に天然痘がはつたときも朝鮮から持つて来たということ、は、伝染経路は明らかにやつております。しかも今度はそういうやうな非人道的なことがやられておる。それに日本人が使われておるということが言われておるのです。こういうやうに、少くとも朝鮮戦争の渦中に巻き込まれてゐる。これはわれ／＼として非常に重大な問題になつて来るわけでありまして、こういうやうな問題が今日の前にあるときに、先ほどのような簡単なお答えではわれ／＼としてはどうも納得できない。やはり追放がまだ解除されなかつた當時でも、首相官邸に盛んに軍人などを招いて再軍備の協議をやつてゐる。これは雑誌や何かでも暴露されておる、公々然たることになつてゐる。そういうやうなことはわれ／＼の熱望する平和なんか、とても現在の政府によつて期待することはできないわけである。その一端として、やはり科学技術者の動員ということが計画として行われてゐる、そういうやうににらんでゐるわけです。その点先ほどの細菌戦の問題について、政府としてどうでないということがはつきり言えるならば、さう言つていただきたいと思います。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。結局軍事目的のために科学技術者を動員するということ、これは、政府が吾頭をとりまして軍事目的を達成するために、科学者の意思いかんにかかわらずこれを動員ということになるだろうと思ひます。それが問題になると思ひますが、憲法で保障されている職業の自由ということもあるものであります。

して、どういふところにたれが雇われることについて政府は一切干渉がでないものであります。その意思いかんにかかわらず動員するといふような考えは毛頭ございせんし、また目的が軍事であるのを——日本の現在の憲法のもとにおきましては、さうな目的のために国民の意思を無視して動員といふようなことは全然考えておりません。

○八本委員 別に御質疑はございせんか。——なければ両案についての質疑はこれをもつて終了いたします。

○八本委員 次に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案について質疑を行います。この際、本案の補足説明を願いたいとの申し出もありましたので、恩給局長三橋則雄君に発言を許します。

○三橋政府委員 ただいま議題となりました恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案につきまして補足的な説明を申し上げます。

この法律案は、恩給法の特例に関しまして、講和條約の効力発生に伴うとありあえずの措置を講じようとするものでございまして、恩給法の特例は昭和二十年十一月二十四日連合国最高司令官から日本政府に発せられましたベンシヨン・アンド・ベネフィットと題する覚書に基くものでありまして、この覚書によつて、連合国最高司令官から日本政府に命ぜられたところを実施するために制定されたものであることは、もう御承知のことと思ひます。しこうしてその恩給法の特例の内容は、大まかに申し上げますと大体二つの事柄にわかれております。

その一つは、旧軍人、軍属、こゝで軍属と申しますのは、旧陸海軍部内の文官たる官吏であつた軍属を言うのでありまして、官吏以外の軍属はここに言う軍属の中には含まれていないのであります。かかる旧軍属、それから旧軍人、それから軍属の遺族の恩給を廃止または制限したこととでございます。その廃止または制限の大まかなことを申し上げますと、軍人につきましては、従来下士官以下の軍人に給されておりました傷病者賜金の中で傷病の程度の低い者に給されたものを廃止してしまつたのであります。また不具廢疾者に給されておりました増加恩給の中で、増加恩給の第七項の年金制度、それから不具廢疾に至らない程度の傷病でありまして、しかも永続性のある傷病に給されておりました傷病年金の制度を廃止してしまひまして、そして今申し上げました増加恩給七項症程度の者、それから傷病年金をもらつた程度の傷病者に對しましては一時金を給せられることに改められたのであります。不具廢疾者の受ける年金として存続を許された増加恩給の第六項以上の金額につきましては、従来に比べまして比較にならないほど著しく減額されたのであります。

また軍属たる官吏につきましては、警察官とか、それから刑務所に勤務してゐます判任官以外の判任文官たる軍属並びに優遇委任官たる軍属及びその遺族に對しましては、従来通り恩給を支給することを許されたのであります。給するものを許されたのであります。が、その他の軍属たる官吏につきましては、またその遺族に對しましては、一般官吏と同様に恩給を廃止または制限されたのであります。

それからまたその二つといひましては、連合国最高司令官の命令によつて逮捕、抑留せられた者の恩給につきましては、その支給または裁定を禁止または停止されたのであります。それから連合国最高司令官の命令によつて有罪の刑に處せられた者、また退職せられた者の恩給は廃止せられてしまつたのであります。すなわち軍人、軍属の恩給の廃止または制限の命令と同時に、連合国最高司令官の命令によつて逮捕、抑留せられた者につきましては、その恩給の支給または恩給の裁定の停止を命ぜられますとともに、また連合国最高司令官によつて有罪の刑に處せられた者や、連合国最高司令官によつて退職せられた者につきましては、恩給を受ける権利または資格を失はしめるように日本政府に命ぜられましたので、政府といたしましてはその命令を実施するために恩給法の特例の中に命ぜられて、軍人、軍属の恩給の廃止または制限の措置をいたしますとともに、この命令を実施するために措置を講じたのであります。今回の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案によりまして、措置せんといたしますことも、今申し上げました二つの事柄に關しておるのでございます。

最後に申し上げました恩給の支給並びに裁定の停止及び恩給を受ける権利または資格を剝奪されておりますことに關しましては、恩給法の特例の規定は、講和條約の効力発生しますと、存在理由がなくなりまゝるので、これを今後は削除することにしたのであります。提出いたしております第一條の、第七條及び第八條削除の規定がその規定でございます。

それからすでに連合国最高司令官によりまして、有罪の刑に處せられ、または退官、退職せしめられて、恩給を受ける権利を失つた者の恩給につきましては、この講和條約の効力発生の際にすでに権利を失つておる者につきましては、従来通りに権利を失つた者の取扱ひをすることにいたしておるのであります。附則第二項の規定がこれに關するものでございます。その措置につきましては、いろいろと御意見があるかと存するのであります。が、關係當局の意向もございまして、軍人、軍属に對する措置をするまではこのまゝにしておいて、軍人恩給の措置が檢討されますときに、これと同時に改めたいと考えておるところでございます。

次に軍人、軍属の恩給の廃止または制限に關する規定に關する講和條約の効力発生に伴う措置について申し上げます。恩給法の特例は先ほど申し上げましたように、連合国最高司令官の日本政府に對する覚書に基いて制定されたのであります。から、講和條約の効力が発生しますれば、恩給法の特例はその制定の基礎を失ふことになるのでございます。もし恩給法の特例の講和條約の効力発生後の措置も講ぜられない場合におきましては、恩給法の特例はすでに政府から国会に提出されました旧ポツダム宣言

の受諾に伴ひ発する命令に關する件の廃止に關する法律案の規定によりまして、講和條約の効力発生後百八十日にして法令としての効力を失ふことになつておるのであります。恩給法の特例は、旧軍人、軍属及びその遺族の恩給が恩給法の規定によつて給せられておることになつてゐることを前提としたしまして、傷病軍人及び軍属の恩給を制限し、その他の軍人軍属及びその遺族の恩給を廃止するための特例規定として定められたものであります。かかる恩給法と恩給法の特例との關係は、恩給法の特例が制定されてから今日までかわることはないのでございます。従つて恩給法の特例が廃止せられるかまたは失効しますと、旧軍人軍属及びその遺族は恩給法の規定によつて恩給を給せられることになつておるのであります。言いかえまして、恩給法の特例の効力の存続に關しましては、何らの法律的な措置が講ぜられず、講和條約の効力発生に伴つてこの特例が失効しますと、講和條約の効力発生後百八十日を経過すれば、旧軍人、軍属は従来のごとく普通恩給その他の恩給を給せられることになり、旧軍人、軍属の遺族は扶助料等を給せられることになる、かういふように考えておるのであります。

旧軍人、軍属及びその遺族でありまして、年金、恩給受給者たるべき人々の現在の人員及び年金恩給の総額を推計いたしますことは、いろいろな資料を準備しますことにつきまして困難もあつたので、なか／＼むずかしいことではございまして、昭和二十一年二月一日軍人、軍属の恩給が廃止または制限せられましたその当時におきまし

給することを許されたのであります。が、その他の軍属たる官吏につきましては、またその遺族に對しましては、一般官吏と同様に恩給を廃止または制限されたのであります。

それからまたその二つといひましては、連合国最高司令官の命令によつて逮捕、抑留せられた者の恩給につきましては、その支給または裁定を禁止または停止されたのであります。それから連合国最高司令官の命令によつて有罪の刑に處せられた者、また退職せられた者の恩給は廃止せられてしまつたのであります。すなわち軍人、軍属の恩給の廃止または制限の命令と同時に、連合国最高司令官の命令によつて逮捕、抑留せられた者につきましては、その恩給の支給または恩給の裁定の停止を命ぜられますとともに、また連合国最高司令官によつて有罪の刑に處せられた者や、連合国最高司令官によつて退職せられた者につきましては、恩給を受ける権利または資格を失はしめるように日本政府に命ぜられましたので、政府といたしましてはその命令を実施するために恩給法の特例の中に命ぜられて、軍人、軍属の恩給の廃止または制限の措置をいたしますとともに、この命令を実施するために措置を講じたのであります。今回の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案によりまして、措置せんといたしますことも、今申し上げました二つの事柄に關しておるのでございます。

最後に申し上げました恩給の支給並びに裁定の停止及び恩給を受ける権利または資格を剝奪されておりますことに關しましては、恩給法の特例の規定は、講和條約の効力発生しますと、存在理由がなくなりまゝるので、これを今後は削除することにしたのであります。提出いたしております第一條の、第七條及び第八條削除の規定がその規定でございます。

それからすでに連合国最高司令官によりまして、有罪の刑に處せられ、または退官、退職せしめられて、恩給を受ける権利を失つた者の恩給につきましては、この講和條約の効力発生の際にすでに権利を失つておる者につきましては、従来通りに権利を失つた者の取扱ひをすることにいたしておるのであります。附則第二項の規定がこれに關するものでございます。その措置につきましては、いろいろと御意見があるかと存するのであります。が、關係當局の意向もございまして、軍人、軍属に對する措置をするまではこのまゝにしておいて、軍人恩給の措置が檢討されますときに、これと同時に改めたいと考えておるところでございます。

次に軍人、軍属の恩給の廃止または制限に關する規定に關する講和條約の効力発生に伴う措置について申し上げます。恩給法の特例は先ほど申し上げましたように、連合国最高司令官の日本政府に對する覚書に基いて制定されたのであります。から、講和條約の効力が発生しますれば、恩給法の特例はその制定の基礎を失ふことになるのでございます。もし恩給法の特例の講和條約の効力発生後の措置も講ぜられない場合におきましては、恩給法の特例はすでに政府から国会に提出されました旧ポツダム宣言

の受諾に伴ひ発する命令に關する件の廃止に關する法律案の規定によりまして、講和條約の効力発生後百八十日にして法令としての効力を失ふことになつておるのであります。恩給法の特例は、旧軍人、軍属及びその遺族の恩給が恩給法の規定によつて給せられておることになつてゐることを前提としたしまして、傷病軍人及び軍属の恩給を制限し、その他の軍人軍属及びその遺族の恩給を廃止するための特例規定として定められたものであります。かかる恩給法と恩給法の特例との關係は、恩給法の特例が制定されてから今日までかわることはないのでございます。従つて恩給法の特例が廃止せられるかまたは失効しますと、旧軍人軍属及びその遺族は恩給法の規定によつて恩給を給せられることになつておるのであります。言いかえまして、恩給法の特例の効力の存続に關しましては、何らの法律的な措置が講ぜられず、講和條約の効力発生に伴つてこの特例が失効しますと、講和條約の効力発生後百八十日を経過すれば、旧軍人、軍属は従来のごとく普通恩給その他の恩給を給せられることになり、旧軍人、軍属の遺族は扶助料等を給せられることになる、かういふように考えておるのであります。

旧軍人、軍属及びその遺族でありまして、年金、恩給受給者たるべき人々の現在の人員及び年金恩給の総額を推計いたしますことは、いろいろな資料を準備しますことにつきまして困難もあつたので、なか／＼むずかしいことではございまして、昭和二十一年二月一日軍人、軍属の恩給が廃止または制限せられましたその当時におきまし

の受諾に伴ひ発する命令に關する件の廃止に關する法律案の規定によりまして、講和條約の効力発生後百八十日にして法令としての効力を失ふことになつておるのであります。恩給法の特例は、旧軍人、軍属及びその遺族の恩給が恩給法の規定によつて給せられておることになつてゐることを前提としたしまして、傷病軍人及び軍属の恩給を制限し、その他の軍人軍属及びその遺族の恩給を廃止するための特例規定として定められたものであります。かかる恩給法と恩給法の特例との關係は、恩給法の特例が制定されてから今日までかわることはないのでございます。従つて恩給法の特例が廃止せられるかまたは失効しますと、旧軍人軍属及びその遺族は恩給法の規定によつて恩給を給せられることになつておるのであります。言いかえまして、恩給法の特例の効力の存続に關しましては、何らの法律的な措置が講ぜられず、講和條約の効力発生に伴つてこの特例が失効しますと、講和條約の効力発生後百八十日を経過すれば、旧軍人、軍属は従来のごとく普通恩給その他の恩給を給せられることになり、旧軍人、軍属の遺族は扶助料等を給せられることになる、かういふように考えておるのであります。

て、いろいろと恩給局におきまして調査いたしましたのでございますが、そのときにおきましては、大体年金、恩給の受給者としておつたのであります。と予想いたしましたのであります。ところでその後調査をいたしました、昨年からのところにかかっています。と資料を集めて新たに検討いたしました結果は、大体七百万人を越える年金、恩給受給者があるのではなからうかと想像しておるものであります。もちろんこの数字につきましては、今後またお検討を加えて行きたいと考えておる。ところでございまして、今後正確な資料が出て参りますれば若干異動するところもあるかと思いますが、一応今のところは大体それくらいに推定いたしておるのでございます。今申し上げました年金、恩給受給者の推定人員を七百万人前後と大体仮定いたしまして、その年金を支給するということにいたしますならば、現在の恩給法のもとにおいてどれくらい金額になるのだらうかということが第一問題になるのでございまして、大体大まかに申しまして文官並に引上げるものと想定いたしまして、軍人恩給を降下されましてから今日までの権利を失つた者その他を全然考へないものとしますならば、おそらく二千億四前後の金を要するのじやなからうかと想像いたしております。その間におきましては失権を想定いたしますれば、それから三百億四内外の金は減るのじやなからうか、結局失権を引いてしましますれば、一千数百億四くらい年金を要するのじやなからうか、こういうふうに考へておるところでございます。この数字は非常に大まかな数字でございますので、まだ今後検討

を要しなくちやいけないところもあると思ひますが、大まかに申しまして、大体そういうふうにお考え願つていいと思つておるところでございます。かくのごとき多数の受給者に対しまして、多額の恩給、年金が予想せられるにもかかわらず、講和條約の効力発生と同時に、傷病軍人その他の旧軍人の恩給また旧軍人遺族の扶助料を、昔のように、元のように戻すということは、国家財政の上から考へまして、困難なことと考へられるのであります。従つて軍人、軍属の恩給及びその遺族の扶助料を元に返すという事は、全受給者を対象としたとしても、制限をつけて返すかどうかということが問題になつて来るのでございまして、制限をつけて返すという事は、結局限定的に復元をするということになるのでございまして、限定して復元をする場合におきまして、その復元をどういふふうにしてどうするかということとは、いろいろ問題があると思ひのであります。これにつきましては慎重の上にも慎重にすべきであることはもちろんのことでございます。たとえば軍人に勤務または戦争、事変に従事した軍人につきましては、他の公務に従事した場合に比較して受けるような取扱いを受けておつたのであります。そういうふうな規定をそのまま置くかどうかという問題も、いろいろ検討しなければいけない問題じやないかと思ひます。また軍人の遺族の恩給の取扱いいかによりましては、現行恩給法の文官の恩給に關しても、検討を加へなければならぬ問題もいろいろ出て来るかと思ひ

であります。かくいろいろと考へてみますと、軍人、軍属の恩給またその遺族の扶助料を元に返すということにつきましては、国家財政の面から考へるばかりでなく、その他いろいろ点から検討しなければならぬ点が、少くないのでございまして、こういうふうな次第でありますので、この善後措置を講和條約の効力発生後八十日間以内に講じてしまひまして、そして講和條約の効力発生後六箇月たつて、恩給を元に返してしまふような措置をするという事は、どうしていきなりということにございまして、よつて政府といたしましては、恩給法の特例は特に講和條約の効力発生後昭和二十八年三月三十一日までは、法律として元の効力を有することとしたしまして、その間に審議會を總理府の付属機關として設置いたし、その審議會の委員には官民の有識者の方々になつていただきまして、旧軍人、軍属の恩給に關します重要な事項を調査していただき、その審議會の合理的な結論に基きまして、善後措置をすることとして、これに關する法律案をここに提出するに至つた次第でございます。

○八木委員長 午前中はこの程度にいたしました。午後一時半まで休憩を、質疑を続けたいと思ひます。委員及び政府委員各位、遅れずにひとつ時間進行で御參集をお願いします。

午後零時一分休憩

これにて休憩いたします。

午後一時五十分開議

○八木委員長 これより内閣委員會を再開いたします。

に關する件の措置に關する法律案について質疑を行います。質疑の通告がおりますから、これを許します。今野武雄君。

○今野委員 先ほど追加の御説明があつて、およそ現状どのくらい受給資格者が本来ならばあるかということがわかつて來ました。これは表を見ると十八年から二十一年に飛んでゐるのです。これはどういふ事情だつたんでしようか。ごく簡単に御説明願ひたい。

○三橋政府委員 お手元に配付いたしました統計に十八年のところまでございしますが、十九年、二十年のところが出ていないじやないかということにつきましての理由をお尋ねでございしますが、実は十九年、二十年の統計につきましては、当時戦争中でございまして、官庁事務の簡素化というふうなところからだつたと想像するのでございしますが、統計の作成を一時中止いたしました。その關係からいたしまして、その年の統計はほかの年におけるほど正確なる統計がとれておりませんので、正確なる統計という点から考へまして、推計をしたものはその当時ございまして、推計とはいえ、統計は正確な統計がございせんのでした。ほかの統計との振合ひを考へまして、実はそのところは省いたのでございします。実は推計というようにいたしました。そこは御參考までにつけ加えておかげよかつたのでございしますが、私どもの申しますような推計の程度の統計はございしますから、またあとでお手元に差上げます。

○今野委員 その点はよくわかりました。すると先ほどの七百万というのは大体その推計をもとにしてやつたので

ございしますか。

○三橋政府委員 やはり推計をもとにいたしてやつております。それから恩給の請求をまだされてない受給者が相当数あります。これについては恩給局は、統計の基礎となるべき資料を持つておりませんので、これにつきましては終戦の当初は陸海軍の當局、それから今日におきましては同復員局に調査を依頼いたしまして、いろいろと調査をいたしましたその数を推計いたしまして、そしてこれに勘案いたしましてつくり上げたものでございします。

○今野委員 私どもの方にも恩給受給者から、特に生活に困窮している人からいろいろと陳情が來たりなんかするのですけれども、その人たちの要望というものは、大体どういふような要望がそちらの方に届いているか、そういう要望はないのですか。

○三橋政府委員 要望はたくさんございします。どういふ要望があるかというお尋ねでございしますが、陸海軍人であつた人、あるいはまた遺族の方からは一日も早く昔のように恩給を、また扶助料を復活してもらいたいという切なる要望がございして來ております。

○今野委員 そういう切なる要望は私どものところへも大分前から、あの恩給増額運動と同時に、去年もありましたし、おとしもあつたと思ひますが、それと同時に非常にたくさんあつたわけですね。そこでふしぎに思ひます、何か今度講和発効ということになると、今までのものが立消えになるからというので、あわてて審議會をつくるというのですが、この点どうも、今まで相当要望があり、生活に困窮していることもわかつておる、それをつか

んでいるのに、今までそういう審議会などがなせられなかつたのか、その事情がありましてお教え願いたいと思います。

○三權政府委員 占領下におきましては、軍人、軍属及びその遺族の恩給並びに扶助料につきましては、非常な厳格な制限の措置が加えられて来ています。これは御承知の通りであります。従つて占領下におきまして、審議会を設けまして恩給を元に返す、すなわち占領指令に違反するような措置をするのもいかにかと思ひますので、こういうようなことで、実はできかねておつたような次第でございます。しかし事務当局といたしましては、常にいろいろと、講和條約の効力が発生いたしますと、恩給が元に戻るようなことになりつた場合のことも十分に考へまして、検討に検討を加えて来たことは、私が申し上げるまでもないことで、審議会を設けるということにつきましては、今申し上げますような事情でございます。今までは設けることができなかったものであります。

○今野委員 その点が私どもとしては非常にふしぎに思ふのです。というのは、やはりポツダム宣言によりまして、あるいは日本國憲法にもうたわれている通り、そういう平和的な事柄については、相當な自由があるわけなんです。だから恩給受給者が、これから恩給をどうするかはわかりませんが、将来平和な生活をやつて行くための基礎になる措置を講ずるということは、これは世界のどの国にも遠慮しないで行はれるべきことであります。もしもそれが、再軍備のために軍人恩給を復活してやるのだ、こういうことなら、こ

れはむしろ憲法の趣旨にも反しますし、それからポツダム宣言にも反することです。これは遠慮しなければならぬ。けれどもほんとうに平和的な趣旨でやるということなら、遠慮なくやれるわけなのであります。審議会等においても、おそらくそういうことが審議されなければならぬと思ひます。あります。そういうものが、今遠慮されたようなお話でしたけれども、遠慮する理由がわからない。今言つたように、嚴重に禁止されているということだけでは、遠慮する理由がわからない。そうして見ると、政府としては何か氣を使つて、つまり再軍備の用意のために、遺族の援護もこの際何とかしなければならぬ。あるいは軍人恩給のこともこの際考へなければならぬ、こういう趣旨から急にこういう審議会を設けることになつたと思はざるを得ないわけでありまして、その点は一体どういふものか、もう少しはつきりした返事をもらいたいと思ひます。

○三權政府委員 占領下におきまして、連合國最高司令官から日本政府に発せられた軍人軍属の恩給の廃止または制限に関する指令に違反するやうなことを目途とした措置は、私は講ぜられないものだと思つております。従つて占領下におきまして、そういうことを目的とした審議会をつくるということとは許されておられません。しかしながら、講和條約の効力発生後におきましては、連合國最高司令官から日本政府に発せられた軍人軍属の恩給の廃止制限に関する指令の効力はなくなることでございますから、従つて指令の効力がなくなつた後における日本政府の独自の立場における自主的

な措置として軍人、軍属の恩給をどうするかという問題は、検討してもさしつかえないということになつて来たわけでありまして、そこでこの審議会の設置が許されることになつて来て、ここにこういうような法案を出しまして、御審議を願うということになつたわけでありまして。

○今野委員 もう一べん念のためにお尋ねしますが、今まで軍需工業をやつてはいかぬ、司令部や何かもそれに基かなければならぬはずのポツダム宣言によつても、この軍事能力という中には、むしろ軍需産業も入るわけですから、どういふものか、これはもう今日では、ほとんどの産業がそういうところへはばられて来ようと思はれていて、そういうことによつて来たわけなんです。これは憲法の趣旨に反することだと思ふ。それから再軍備の用意としての警察予備隊も、どん／＼つくつて行く。こういうことは遠慮なくやる。けれども、一旦軍人であつた人たちが、しかも本人の意思に反して、一錢五厘でかり出された人たちが幾らでもいる。そういう人たちは、決してもう再び戦争をしようとは思つていない人だと思ふのです。その人たちの生活の援護に關することはやれない、今まではやれなかつた、こういうことでは、何か非常につじつまが合ふやうな氣がするわけなんです。だから実際にそういうことか、なぜ禁止されたかというのをはつきり言つていただきたいと思ふのです。つまり漠然とそういうことはできないだらうとして自衛的にしなかつた

のか、あるいはしようと思つたけれども、いろ／＼とさしさわりが出て来てできなかったのか、その辺の事情をお話願ひたいと思ひます。

○三權政府委員 今野委員もすでに御承知のことと思ひますが、昭和二十年の十一月二十四日に連合國最高司令官から軍人恩給の廃止の指令が出ました。それから、政府当局といたしましては、總理大臣はもちろんのこと、その他の各大臣、それから私たちも、できるだけ、あらゆる努力を拂ひまして、關係当局に対して、この軍人恩給の廃止または制限につきまして、何とかして寛大な措置をとることが許されないかというところにつきまして、懇請をして参りました。もちろん私たちがばかりではなく、国会議員の方々からも、非常な御熱心な陳情、請願が關係当局にされたことは、御承知のことと思ひます。しかしながら、その熱烈なる陳情、請願、また懇請にもかかわらず、連合國最高司令官からはデイレクティブの趣旨に基づきまして、どうしても許されなかつたというのが、今日までの実情であります。

○今野委員 私は昨年生局長のリゾーさんに會つて、いろ／＼な問題について話したことがあります。そのときにリゾーさんの言ひには、われわれとしては、いろ／＼な日本國內のことに關して干渉はしたくない、現にあな方は議員をやつてやつていられるけれども、閣下で私の姿を見かけたことはないだらうと、去年の十月に申したことです。ところがその際言つていたことは、つまり連合軍の行動や何かに直接關係あることについては、それはこちらとして都合があるから、いろ／＼と

意見を言わざるを得ないのだということと言つておる。そして、特に予算の問題については、ということと言つておるのです。そうすると、今の懇請にもかかわらずということ、私はこの提案趣旨の中にある國家財政その他各方面に及ぼす影響少なからざることを考慮しまして、つまり先ほど二千億程度の金がかかるだらう、あるいは割引して考へても、千七百億はかかるだらうというやうなお話でありましたが、このことを常識的に考へますと、これはそのまま再軍備計画と相反するわけなんです。矛盾するわけなんです。こういう金を出せば、再軍備はできなくなる、そういう都合から、これがなか／＼今までのやれなかつたのだ、そういうふうな考へざるを得ないわけなんです。そうすれば、やつぱり事重大であります。つまり日本の國としては、ああいう無理な戦争に國民をかり出すにあたつて、いろ／＼と約束をしているわけなんです。それと今までの約束とを比較して、ずつと明治以來続いて来た約束をしていくわけなんです。そういうことに基いて戦争にかり出された。そして悲惨な目にあつた人、あるいはその遺族といふやうなものが、何らの補償も得ない。國家としての約束も果されません。それであるのに、もう戦争でこり／＼したのに、そういう人たちはもちろんこり／＼してあります。日本の國としても大きな破綻を招いた。その破綻の一つが、この約束が果せないといふことに現れてゐると思ふ。現にそういう金を今出したのでは、とても再軍備はできないといふことは明らかです。そうしてみると、やつぱり再軍備のために、新たな戦争を準備するため

○三橋政府委員 提案理由の中におき

のことば、こんな簡単なことである。つと論を盡さなければなりませんです。が、とにかくこれは全体の平和経済のために決して不都合なもののじやない。しかしながら、戦争経済をやろうとすれば、こういう大きな支出が今こういう形で出ることば、不都合なことになる。こういうのはつきりした目途が出るわけです。そういう点から考えますと、やつぱりこれは戦争準備のためである。そのために大きなジレンマに陥っている。一方においては何とか軍人や何かに援護の措置を講じなければ、あとに軍人になる者がない。御意のように、警察予備隊の募集しても、なか／＼なり手が無い。今度の九

の現在の財政から見まして、あるいは
今野委員の仰せられるように、二千億
の金ぐらゐやす／＼と出せるのではな
いかというような御見解の方もありが
ちかもしれませんが、国家の財政
の現実からは、私はとうてい今日にお
いては不可能なこのように聞いてお
ります。大體それが一般の常識で
はないかと思つてゐるわけでありま
す。私は常識的な見地に立つて申し上
げるわけではございますが、そういう
常識的な見解に立つて、ひとつもう一
べんお考えになつていただければ、私
が御説明申し上げたことが御了解いた
だけるのではないかと思ひます。

りませんが、一方恩給をとめられてお
りますために非常に困窮している人が
ある現状は、これは申し上げるまでも
ないのでありますから、そういう点か
ら申しますと、わが二月二十八年度の
三月三十一日までというふうに延ばさ
ずに、たとえばその半分くらいにしな
方がいいのではないかと、いうふうによ
考えられる。こういう点について恩給
局の方でどういう御意見を持つてお
れるか、伺いたいと思うのです。

○三権府委員 二十八年度からは智
人、軍属の恩給の復元の善後措置が講
ぜられますように、審議会におきま
ては、それに間に合いますように合
理的な結論が出されるように運営さ

な説明を申し上げます際にもある申し上げたことでございますが、今野委員の仰せられますように、軍人、軍属の恩給は、年金恩給を具現するだけにはいたして、相当な経費がかかるわけでございます。しかもそれは年々の経費でございます。それを講和條約の効力発生と同時に支出するということが、とうてい不可能なことであ

○今野委員 大體納つたのですから、最後に、
後に私申しておきたいことは、これは、
やつぱりふに落ちないのです。というの
は、経済上困難であろうというので
すが、今二千億からの金か、しかも生
活的な消費に使われるものとして出
る。あるいは、そういうものになる
ならば、国内向けの産業というもので
は、相当大きな購買力を得て、相当繁
栄するわけですね。眞摯な産業でもあつた

が、新聞にも出ております。一方において、そういうような援護措置を講じなければ、軍人になり手が無い。しかし一方、それを出せば、今度は戦争終済に進んで行くのにどうにもくどいが悪い。こういうようなジレンマの中で、こういう審議会ができるのではないかと、こゝろいふに考えざるを得ない。それを支えとする材料というものが、

上げたいのですが、第一は第二條の期限の点であります。申すまでもなく、できるだけ早く早く審議を終了して、救済といひますか、援護といひますかを實施するようにしなければならぬのであります。審議會で審議して、先ほどお話がありましたような、二千億とか千七百億とかいうのではないにしても、たとえはその半額でも支出しなければならぬ。

るといいますか、努力されることと出
つておりますが、その庶務を担当
たします恩給局といたしましても
審議会がすみやかに合理的な結論を
されまして、そうして今仰せになり
したように、一日も早く軍人、軍属
恩給の善後措置ができますように努
めを続けたい、こういうように考え
ております。

ることは、今野賢吾も御承知のことであると思いますし、御推察していたのだと
けると思います。ところで、その国家
財政のまかなえる範圍におきまして、
軍人、軍属の恩給を、できるだけ多々
の金額になりするように具現しまし
た場合におきまして、どういふようか
方法をとるかということば、そこに
す。またこの具現の方法いかんによ

何もそのことには役に立ちません。現在国内向けの産業は非常に困難に逢着してゐる。たとえば、衣料や何かは私はあえて国内向けの産業とは言はなけれども、しかしもしも輸出が不振であつても、民需が非常に多くなれば何とでもなる。その他あらゆる平和産業というものは、民度が高くならなければいけません。そういう点からいへばどうにもならない。そういう点からいへばどうにもならない。

は、何も出されなかつたわけです。今の御説明では何もその説明になつていないわけです。それを私ははつきりしてもらいたい、こういうことなんです。あなたでできなかったら、だれかはつきりできる人に答弁してもらいます。い、こういうことなんです。

○三権政府委員 今の御意見では、競争経済を遂行する云々というような

ればならないというような結論に達しました場合に、それができるだけ早い実施に移すためには、どうせもう二十七年には間に合いませんので、あと二年は早ければ二十七年度の補正予算というようなことも考えられますが、おそらくそれも不可能とすれば、二十一年度から予算的な実施をすることになるだろうと思います。そのためには

○船田委員 その次は憲法改正の準備会の機構、組織その他政令で定めるいうことになっておりますが、大体構想はどんなふうになるのか、ちよともう一度御説明を願いたい。

○三橋政府委員 特例審議会の組織でございますが、大体委員は十名ない十五名くらいを予定いたしております。それからその十五名ないし十名委員の中から、少くとも半

まして、及ぼす影響も非常に大きいものがございまするので、慎重の上によい、こういふところからいたしまし

すれば、二千億からの金が出て出るとすれば、やつぱりそれで民度といふものがずつと高くなる可能性がある。そういう国家的見地からいつても、こ

とに立脚してゐる。いさゝかの御意見
 ようでございまするが、実に私たち
 いたしましては心外にたえないとこ
 でございまして、私たち毛頭そうい

い期間でもつて審議會というものの終るくらいに急いで進める必要があるのではないか。もちろん慎重に審議

以上は民間の学識経験者の方をもつ
充てるようにしたい、こういう
うに考えておるところでございます

が、具体的にどういふ方面からどういふような人に委員をやつていただくという事まではまだきまつておりません。審議会の性格といたしましては、内閣総理大臣の諮問に依りて答申をするという以外に、自主的にみずからこの重要事項につきましては答申できるようなふうにもいたしたいというふうな考へておるところでございます。

○船田委員 ちよつとそれと関連しまして特例審議会の権限といつて——法律で規定するほどはつきりしたものだといふわけではありませんが、実質的な意味で権限という言葉を使つて質問したいのですが、特例審議会でもつてある結論に達したというふうな場合に、それに基づいて実際に恩給局の方で案をお立てになることだと思ひますが、これまでの恩給関係に関するいろいろな処置について見ますと、どうもとかくいろいろな要望が達せられない場合が非常に多かつた。つまり恩給審査会なり恩給局の意見が内閣の政策の上には十分に反映しなかつたうらみがあるのじやないかと思ひまして、こんな場合についてもつと恩給審査会とともに、恩給法特例審議会というものも——この法案では単に総理府の付属機関というだけになつておりますが、強力に政府の施策を促進することができるといふような態勢を整へるなり、政府の方針としてそういうふうに行かなければならぬのじやないか、こう思ふのですが、その点について実は私でなければ政府の代表的な意見をこの委員会でも述べてもらいたいのと思つておつたのであります。近々に機構改革の案が政府から提出されるところとお話も承りましたので、それと関連してこの点を問

題にすることはできるかと思ふのです。そういうような点について恩給局としての御意見を一応ここで承つておきたいと思ふのですが、さしつかえない程度でおつしやつていただきたいと思います。

○三橋政府委員 今の御意見は現在の恩給局が総理府の付属機関といたしまして総理大臣、官房長官の下にありまして、官房長官の非常な広汎な職務の關係からいたしまして、ごつくばらんに申し上げますれば、恩給局の仕事に十分手がまわらないような感じがするものではなからうか、今後軍人恩給の復元という大きな問題を控へて今日においては、もう少し恩給の行政について政府の最高機関たる内閣といひますか、政府官房部の方でしつかりと恩給局を握つて、そうして恩給行政をうまく運用されるような機構といふものを考へるべきじやないかといふふうな御意見と推察するのでございまして、私もその点はまことにごもつともな御意見のように思ひます。つきましては今船田委員からそのような意見がありましたということをよく私上の方へ報告いたしまして、今後のいろいろな施策の参考といたしたいと思つております。

○船田委員 最後に最初の質問とも関連するのですが、できるだけ早くこの問題について解決をつけて困窮者を救うことが望ましいのです。精密ないろいろな審議は相当ひまがかかるかもしれませんが、その間に暫定的な処置でも講じて、できれば追加予算を提出するといふようなことも必要じやないかと思ふのですが、ことに恩給受給者の中ですでに相当老境に入つてゐる人た

ち——何年以上といふふうにはつきりと私今案があるわけじやありませんが、たとえば五十五歳から以上くらいの人、ことに第二次大戦のときの軍人その他でなくて、実は日露戦争ごろからの生残りの人たちもあるわけなんです。そういう老齢の方々には非常に困窮しておられる。せめてこういう人たちに對してでも、あるいはまたその他に及ぼしてでも暫定的な処置を講じて、できるだけ早く救済する必要があるのではないかと思ひます。そういうようなさしめあたりの処置を講じて、たとえば追加予算を提出するといふようなことについて、恩給局の方で何かお考えがありますかどうか、参考のため承つておきたいと思ひます。

○三橋政府委員 今のお話はもつともなお話なのでございしますが、この軍人、軍属の恩給の全体に對しまする政府の方針といたしまして、ただいまのところでは老齡軍人の恩給の復元にいたしまして、来年の三月三十一日までには現状のままで行く、こういうような方針がきめられておるのであります。すなわち今のお話のような暫定的な措置を講ずるために、あるいは追加予算を組んで老齡軍人の恩給の復元措置を講ずるといふようなことは、今のところ全然考へられていないところでございします。従つて同といたしまして、その政府の政策通りに今のところは進んでおるような現状でございします。

○八木委員長 他に御質疑がなければ、質疑はこれをもつて終了いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○八木委員長 御異議なしと認め、質疑はこれをもつて終了いたしました。

疑はこれをもつて終了いたしました。本日はこの程度で散會いたし、次回は来週の火曜日、二十五日午前十時半より開會いたし、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案についての質疑を行つた後に、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廃止に関する法律案、統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案、及び行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の討論採決を行います。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時三十三分散會